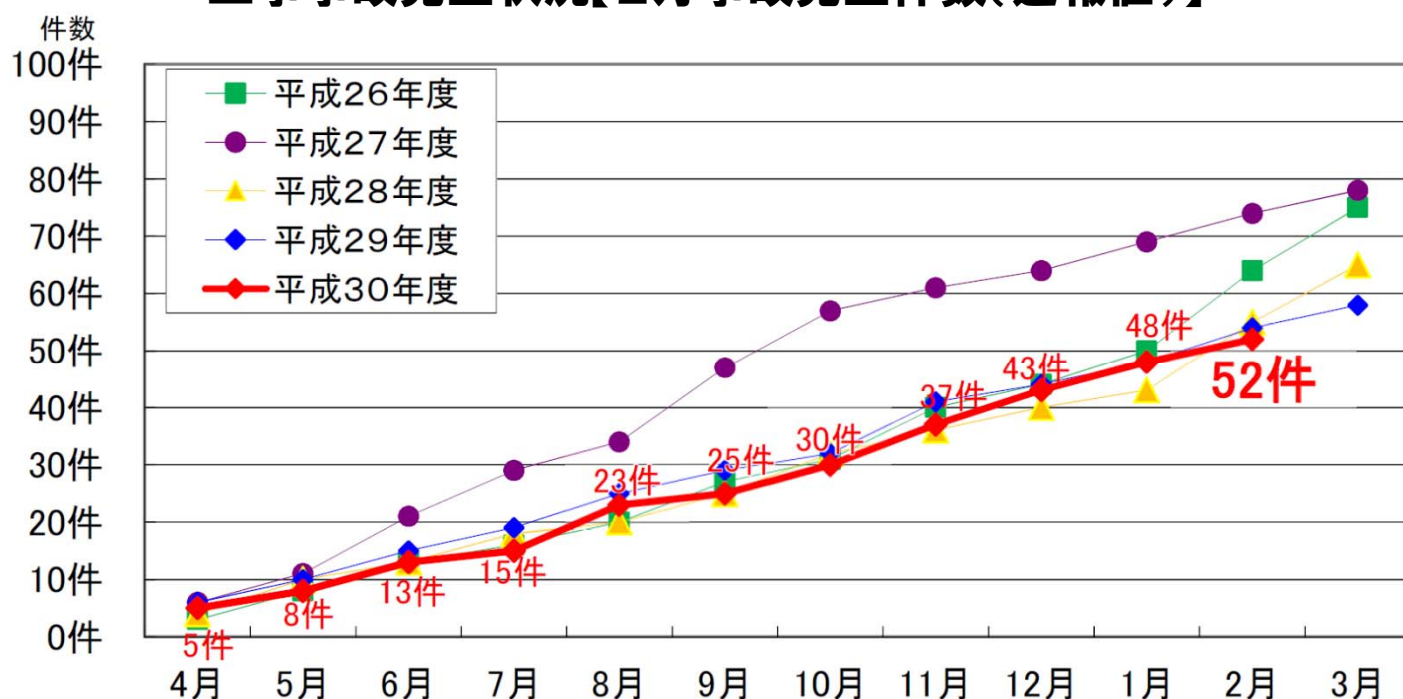


SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 工事事故発生状況【2月事故発生件数（速報値）】
- 平成31年度重点的安全対策について
- 安全対策事例①、②
関東地整直轄工事の受注者による安全対策に関する取り組みを一部ご紹介します。

工事事故発生状況【2月事故発生件数（速報値）】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成26年度 累計	3件	8件	13件	16件	20件	27件	31件	40件	44件	50件	64件	75件
(月毎)	(3件)	(5件)	(5件)	(3件)	(4件)	(7件)	(4件)	(9件)	(4件)	(6件)	(14件)	(11件)
平成27年度 累計	6件	11件	21件	29件	34件	47件	57件	61件	64件	69件	74件	78件
(月毎)	(6件)	(5件)	(10件)	(8件)	(5件)	(13件)	(10件)	(4件)	(3件)	(5件)	(5件)	(4件)
平成28年度 累計	4件	10件	13件	18件	20件	25件	32件	36件	40件	43件	54件	64件
(月毎)	(4件)	(6件)	(3件)	(5件)	(2件)	(5件)	(7件)	(4件)	(4件)	(3件)	(11件)	(10件)
平成29年度 累計	6件	10件	15件	19件	25件	29件	32件	42件	45件	49件	55件	58件
(月毎)	(6件)	(4件)	(5件)	(4件)	(6件)	(4件)	(3件)	(10件)	(3件)	(4件)	(6件)	(3件)
平成30年度 累計	5件	8件	13件	15件	23件	25件	30件	37件	43件	48件	52件	
(月毎)	(5件)	(3件)	(5件)	(2件)	(8件)	(2件)	(5件)	(7件)	(6件)	(5件)	(4件)	

Topics

- ◆直轄工事における2月の工事事故は**4件**発生し、うち1件は工事関係車両の居眠り運転により同乗者が負傷する労働災害でした。
- ◆発生件数としては、減少傾向にありますが、**昨年度と比べて労働災害が増加しています。**
作業手順及び安全指示事項の遵守を徹底するとともに、作業員個人の安全意識高揚に繋がるよう、日頃から注意喚起をお願い致します。



平成31年度重点的安全対策について

平成30年度の工事事故発生状況を踏まえて平成31年度「重点的安全対策」を定め、平成31年3月22日付けで通知致しました。

関東地方整備局管内の直轄工事のみならず、関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼し、工事安全対策の向上に努めてまいります。

◆平成31年度重点的安全対策項目

I. 架空線等の損傷事故防止

- ① 事前確認及び周知・指導の徹底
- ② 目印表示等の設置
- ③ 適切な誘導
- ④ アーム・荷台は下げて移動



II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- ① 適切な施工機械の選定及び使用
- ② 誘導員の配置
- ③ 作業員に対する作業方法の周知



III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- ① 危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
- ② 現場条件に応じた措置の実施
- ③ 飛来落下等の防止対策の徹底



IV. 地下埋設物の損傷事故防止

- ① 事前調査、試掘の実施
- ② 目印表示、作業員への周知
- ③ 監視員の配置



V. 事故防止

遵守すべき事例が追加されています。

- ① 基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
- ② 安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
- ③ 作業員に対する安全教育
- ④ 適正な工程管理
- ⑤ 交通安全管理

詳細は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局HP >> <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000013.html>

Safety Support News Safety Support News Safety Support News Safety Support News



安全対策事例①：千葉国道事務所管内

<電線共同溝工事>

架空線等の損傷事故防止

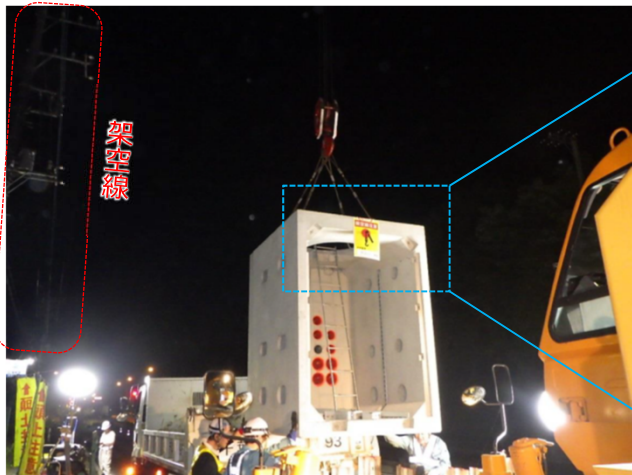
架空線付近での荷吊り作業が発生することから、オペレーターに対する注意喚起措置として、資材に注意標示を設置し、架空線の損傷事故防止対策を実施。



現道上での夜間作業時に架空線付近での荷吊り作業が発生する



対策 ≫ 吊り上げ資材に注意喚起標示を設置



- ✓ 作業状況によっては、のぼり旗による注意標示がオペレーターから視認しにくくなることから、従来ののぼり旗の設置による架空線等の損傷防止対策に加え、吊り上げ資材のオペレーターから視認し易い箇所に、架空線注意の標示を設置することで架空線損傷事故を防止。

建設機械との接触事故防止

限られた作業ヤード内での作業となることから、建設機械との接触事故防止のため、安全教育時の実地訓練や、明確な立ち入り禁止措置を実施。



規制帯の中で建設機械と作業員との同時作業が発生する



対策① ≫ 安全教育時に実地訓練を実施



実際に作業員が搭乗して、死角を体験



対策② ≫ 立ち入り禁止措置を明確化



- ✓ 安全教育時に実地訓練を行うことで、作業員自身に建設機械の死角を認識させる。
- ✓ 機械の稼働範囲にテープや注意喚起標示を設置することで立ち入り禁止範囲を明確化。

立ち入り禁止が明示されたテープを用いて作業エリアを分離



安全対策事例②：利根川上流河川事務所管内

<施設整備工事>

第三者との接触事故防止

施工場所に隣接する道路が自転車専用道として利用されていることから、工事関係車両との錯綜箇所において明確な分離措置を実施。



工事関係車両の走行ルートが、一部自転車専用道と交差する



対策 ≫ 単管バリケードにより分離



- ✓ 工事関係車両が走行するルートの一部が、自転車専用道と交差することから、単管バリケード及びカラーコーンにより明確な分離措置を実施し、錯綜による第三者との接触事故を防止

工事関係車両同時の接触事故防止

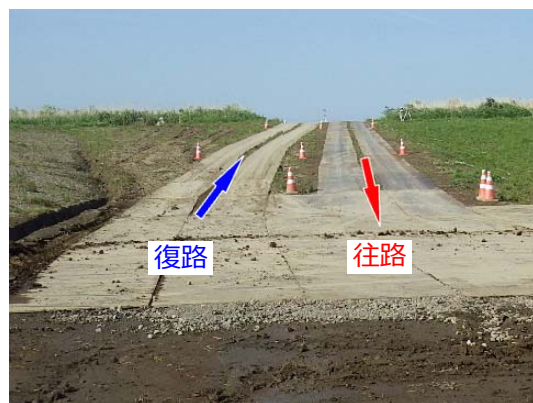
大規模な盛土作業に伴い、作業ヤード内を土運搬のダンプトラックが多数走行することから、工事用道路を往路と復路で別々に設置。



盛土施工箇所に向けて多数の土運搬トラックが現場内を走行



対策 ≫ 往路と復路を分離し、一方通行ルールを設定



- ✓ 工事用道路を往路・復路で別々に設置し、一方通行ルールを定めることでダンプ同士の接触を防止するとともに、工事現場内の混雑を防止。

問い合わせ先



関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当
048-600-1332

“地域インフラ”2017
サポートプラン関東

平成31年度 重点的安全対策 (平成31年3月策定)

工事事故を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。

また、重点的安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

(平成31年度新規項目：)

I. 架空線等の損傷事故防止

工事関係作業に起因した「架空線等の損傷事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策項目

①【事前確認及び周知・指導の徹底】

架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともに、オペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項について、指導を徹底する。

また、準備作業時、予定外作業時及び土砂仮置き場等の工事現場から離れた場所までの運搬作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。

②【目印表示等の設置】

架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じ、防護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、工事関係者に対して注意喚起を徹底する。

③【適切な誘導】

架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底する。

④【アーム・荷台等は下げて移動】

架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームや荷台・ブームを下げる（格納を含む）よう指導を徹底する。

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

「建設機械の稼働に関連した人身事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、引き続き多く発生している状況である。

重点的安全対策項目

①【適切な施工機械の選定及び使用】

建設機械作業にあたっては、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定する。また、建設機械の能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用の禁止を徹底する。特に、移動式クレーンにおいては、機体は水平に設置し、アウトリガーの適正な使用を徹底する。

また、オペレーターに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、適切な作業を実施することを徹底する。

②【誘導員の配置】

路肩・法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法・合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携して人（作業員等）に対する安全を確保した上で建設機械を誘導し、作業を実施することを徹底する。

③【作業員に対する作業方法の周知】

建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する。また、建設機械のオペレーターに対して、操作手順及び運転時の注意事項等に関する十分な教育指導を行い、人材の育成・確保に努める。

※ここでいう建設機械とは、人力で持ち運び、作業を行うような建設機械や工具等は除くものとする。

Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

「資機材等の下敷きによる人身事故」については、これまでも重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところではあるが、引き続き発生している状況である。

重点的安全対策項目

- ①【危険性の調査等(リスクアセスメント)の実施と安全管理活動の徹底】
現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。また、その施工計画の安全管理活動として、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の実施を徹底する。
- ②【現場条件に応じた措置の実施】
施工中における現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努めること。事前調査困難な場合は、物体の飛来落下等のおそれがあると想定した対策を検討すること。
- ③【飛来落下等の防止対策の徹底】
 - ・物体の飛来落下等により危険が生じることが想定される場合は、防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることが徹底する。
 - ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
 - ・特にクレーン作業の場合においては、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で危険な場所への人の立入りの禁止について徹底する。また、立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等への周知を徹底する。

Ⅳ. 地下埋設物の損傷事故防止

工事関係作業に起因した「地下埋設物の損傷事故」については、引き続き発生している状況である。

重点的安全対策項目

①【事前調査、試掘の実施】

当該工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち図面等の照会を必ず行うこと。なお、作業に支障が生じる地下埋設物の存在が予想される箇所は立会依頼を必ず行うこと。また、試掘等により地下埋設物の確認を目視で行うと共に、試掘にあたり、必要に応じて探査機等による非破壊探査を併用することも検討する。埋設物付近の掘削作業は人力による先掘を実施するなど、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。

②【目印表示、作業員への周知】

工事関係者に埋設物位置を周知するため、目印表示等による埋設位置の明示を行い、作業員への周知を徹底する。

③【監視員の配置】

埋設物近接箇所において、バックホウ等の建設機械による掘削作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置する。

V. 事故防止

平成30年度に発生した事故の要因及び発生状況を鑑み、下記事項について安全対策を講じ、工事事故防止に努めることとする。

重点的安全対策項目

①【基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施】

作業の基本となる手順を遵守させるとともに、次の事例について確実に実施するとともに、工事関係者に対して指導すること。

(遵守事例)

A. 架空線等の損傷事故防止

1. 建設機械のアームをあげたまま移動しないこと。
2. ダンプの荷台をあげたまま移動しないこと。
3. 重機旋回時に周囲の確認を行うこと。

B. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

1. 誘導員なしに建設機械等を後退させないこと。
2. 作業員と建設機械の共同作業の時に誘導員を配置するとともに、作業員に対する危険が及ばなくなしてから建設機械を誘導すること。

C. 地下埋設物の損傷事故防止

1. 当該工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち図面等の照会を必ず行うこと。
2. 目印表示等による埋設位置の明示を行い、作業員へ周知すること。

②【安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討】

- ・新たに生じた状況等により当初の施工計画書に記載した内容に変更・追加（簡易な作業を含む）が生じた場合は、全体状況を十分勘案してすみやかに計画書の変更や安全施工に関する検討を行い適切な指示を行うなど、工事事故防止に努めること。
- ・建設機械等や荷役運搬機械の稼働に際しては、転倒・転落の危険性を考慮した作業計画を検討し、必要な措置を講じることを徹底すること。

③【作業員に対する安全教育】

- ・経験の少ない若手や経験を重ねて慣れが生じている技術者・作業員の指導を徹底すること。
- ・建設機械等や荷役運搬機械の旋回時、後進時の安全確認を適切に実施するように指導すること。
- ・作業員各々に思い込みによる各種事故を回避するため行動前の目視確認及びリスクアセスメントを指導すると共に、一人作業を極力しないよう指導すること。
- ・機械、工具、仮設資材等の適切な取扱いについて指導するとともに用途外で使用しないよう指導を徹底すること。
- ・建設機械等や荷役運搬機械の稼働に際し、転倒・転落の危険性を作業員に周知し、適切な作業の実施を徹底するよう指導すること。

④【適正な工程管理】

作業時間の制約によるあせりに起因する事故の防止に努めること。

⑤【交通安全管理】

作業員の運転する自動車等の交通安全に対し、十分に注意をうながし事故等の防止に努めること。

《発注者及び受注者の実施事項》

【発注者の実施事項】

- ①工事受注者に対する重点的安全対策の周知
適宜、次の段階等において重点的安全対策項目についての内容説明・注意喚起を行う。
 - 1) 既発注工事の受注者に説明（平成31年4月初旬）
 - 2) 施工計画書受理時における説明
 - 3) 工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
 - 4) 工事安全協議会における説明
- ②工事事務防止強化月間
工事契約数及び稼働現場数が多い11月を「工事事務防止強化月間」とする。
主な実施内容
 - 1) 工事受注者を対象とした安全協議会の開催
 - 2) 管内工事現場のパトロール・点検
 - 3) PR活動等
- ③工事事務に対する受注者への措置
「平成31年度重点的安全対策」のうち「V.事故防止 重点的安全対策項目①～④」の遵守が不十分であったために発生したことが明らかな工事事務に対しては、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。また、下請が単独で起こした事故であっても「V. 事故防止 重点的安全対策項目①～④」の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。
- ④工事事務に対する下請への措置
工事事務を発生させた場合において、下請が独自の判断で行った作業、行動などにおいての事故で、下請に責があることが明らかである場合には、下請に対しても厳しい措置を行うこととする。
- ⑤管理施設損害事故に対する措置
工事の施工に伴い管理施設に損害を与えた事故については、公衆損害事故に準じて、受注者に対して厳しい措置を行うこととする。
- ⑥工事事務防止に対する適切な費用の計上
工事事務防止のため、安全管理に関する担い手育成・確保ができるよう適正な予定価格の設定を行うとともに、除草作業における飛び石防護費用や地下埋設物の試掘や防護費用など、現場条件に応じた適正な費用を計上する。
- ⑦建設コンサルタント業務等受注者に対する周知
業務内容により、重点的安全対策項目に係わる作業が生じる場合は、受注者に対して、本対策について周知する。

【受注者の実施事項】

- ①重点的安全対策に対する施工計画への記載と対策の周知
施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、ミーティング時等に受注者からオペレーター・作業員への直接指導等を徹底する。
- ②適切な人員の配置
施工にあたっては、現地条件等を十分把握した上で、工事内容に応じた適切な人員を配置する。
- ③工事関係者に対する周知
資機材搬入業者に対しても、その都度、受注者から周知する。
- ④連続事故発生時の対応
同一会社で事故を連続して発生させている受注者は、社内の安全管理体制を見直し、安全な施工が実施できる環境を整える。
- ⑤作業員に対する安全教育
工事事務防止のため、安全教育を強化徹底し、技術者・作業員の育成・確保に努めるものとする。